

町内で事業を営まれている事業主のみなさまへ

償却資産(固定資産税)の申告について

事業用に所有している資産には、償却資産として土地・家屋と共に固定資産税が課税されます。

具体的には、下表のようなものに課税されます。毎年、賦課期日（1月1日）現在で償却資産を所有されている方は、1月31日までに申告をしていただく必要があります。申告用紙は税務課窓口に備え付けてあります。なお、前回申告された個人・法人の事業主の方には、申告用紙を12月初旬に送付しています。

※所得税・住民税の確定申告とは異なる申告となりますので、別個に申告をお願いします。

業種別の事業用償却資産の例

業 種	課税される償却資産の例
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、レジスタ、看板、自動販売機など
農 林 業	田植機、堆肥舎、ビニールハウス、コンバイン、脱穀機、耕運機、梨棚、ぶどう棚など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機など
娯 楽 業	パチンコ機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場設備など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫など
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付きも含みます）
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、サインポールなど
医 業	医療機器（レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど）
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備など
アパート・不動産貸付業	フェンス、駐車場等の舗装および機械設備、駐輪場用のカーボン車庫など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、防壁、地下タンクなど

注 ただし、事業用の資産であっても、次のようなものには、課税されませんので、申告の必要はありません。

- × 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- × 耐用年数1年未満の償却資産または取得価額が10万円未満の償却資産で所得の計算上一時に損金または経費に算入した
- × 取得価額が20万円未満の償却資産で3年間で一括償却しているもの
- × 無形固定資産（営業権、商標権など）
- × 生き物（牛、豚、馬、鶏など）



税額の計算について

税額＝課税の対象となるすべての償却資産の課税標準額の合計 × 税率 1.4%

課税標準額とは、賦課期日（1月1日）現在における課税の対象となる償却資産の残存価額です。

※ただし、課税の対象となるすべての償却資産の課税標準額の合計価額が150万円未満なら、免税となり、償却資産に対しての固定資産税はかかりません。

問い合わせ先 役場税務課固定資産税係 ☎ 286 - 3111 内線：145・146